名称　金武中城港安座真地区外防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県金武中城港（安座真地区外防波堤外端）
北緯　二六―一〇―五一
東経　一二七―四九―三三
変更した事項
位置
所在地　沖縄県金武中城港（安座真地区外防波堤外端）
北緯　二六―一〇―五二
東経　一二七―四九―三三
記事　補正
名称　横浜港埠頭公社大黒Ａ灯標
位置
所在地　京浜港横浜区（鶴見信号所の西南西方約六三〇メートル）
北緯　三五―二八―三五
東経　一三九―四一―三九
変更した事項　一時名称等変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十一年四月十二日

○海上保安庁告示第百九十五号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　函館漁港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道函館港第六区（函館漁港西防波堤外端）
北緯　四一―四六―二六
東経　一四〇―四一―五〇
変更した事項
位置
所在地　北海道函館港第六区（函館漁港西防波堤外端）
北緯　四一―四六―二五
東経　一四〇―四一―五〇
変更した事項
位置
所在地　北海道函館港第六区（函館漁港西防波堤外端）
北緯　四一―四六―二六
東経　一四〇―四一―五〇
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一・一メートル
変更年月日　平成二十一年四月二十三日

名称　鳥島港灯標
位置
所在地　沖縄県島尻郡久米島町（雨ノ埼の西北西方約二・二キロメートル）
北緯　二六―一九―五四
東経　一二六―四四―五四
変更した事項
位置
所在地　沖縄県島尻郡久米島町（雨ノ埼の西北西方約二・二キロメートル）
北緯　二六―一九―五四
東経　一二六―四四―五三
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十一年四月二十三日

○海上保安庁告示第百九十六号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　福山港箕沖工区Ｂ灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・二キロメートル）
北緯　三四―二五―四九
東経　一三三―二六―一九
塗色及び構造　黄色Ｘ型頭標一個付　黄色ぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　三・五海里
点灯年月日　平成二十一年四月二十五日
記事　広島県東部建設事務所管理

名称　福山港箕沖工区Ａ灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・三キロメートル）
北緯　三四―二五―五一
東経　一三三―二六―一五
塗色及び構造　黄色Ｘ型頭標一個付　黄色ぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　実効光度三〇カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十一年四月二十五日
記事　広島県東部建設事務所管理

名称　福山港箕沖工区Ｃ灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・二キロメートル）
北緯　三四―二五―四八
東経　一三三―二六―二三
塗色及び構造　黄色Ｘ型頭標一個付　黄色ぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　実効光度三〇カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十一年四月二十五日
記事　広島県東部建設事務所管理

名称　福山港箕沖工区Ｄ灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・四キロメートル）
北緯　三四―二五―五二
東経　一三三―二六―二五
塗色及び構造　黄色Ｘ型頭標一個付　黄色ぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　実効光度三〇カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十一年四月二十五日
記事　広島県東部建設事務所管理

名称　福山港箕沖工区Ｅ灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・五キロメートル）
北緯　三四―二五―五七
東経　一三三―二六―二七
塗色及び構造　黄色Ｘ型頭標一個付　黄色ぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　実効光度三〇カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十一年四月二十五日
記事　広島県東部建設事務所管理

名称　福山港箕沖工区Ｆ灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・七キロメートル）
北緯　三四―二六―〇二
東経　一三三―二六―二九
塗色及び構造　黄色Ｘ型頭標一個付　黄色ぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　実効光度三〇カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十一年四月二十五日
記事　広島県東部建設事務所管理

名称　福山港箕沖工区Ｇ灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北北東方約七・七キロメートル）
北緯　三四―二六―〇四
東経　一三三―二六―二六
塗色及び構造　黄色Ｘ型頭標一個付　黄色ぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離　実効光度三〇カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十一年四月二十五日
記事　広島県東部建設事務所管理

○海上保安庁告示第百九十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月九日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　佐田岬港第一防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県西宇和郡伊方町（佐田岬港第一防波堤外端）
北緯　三三―二一―四八
東経　一三二―〇三―〇四
変更した事項
位置
所在地　愛媛県西宇和郡伊方町（佐田岬港第一防波堤外端）
北緯　三三―二一―五〇
東経　一三二―〇三―〇五
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十一年四月二十四日